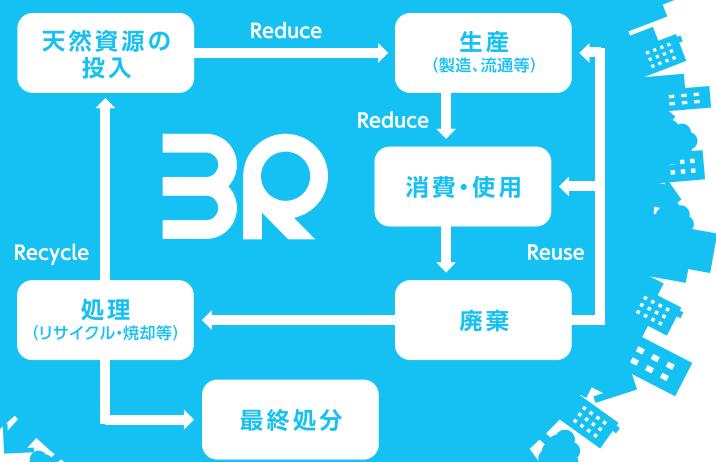


資源がもつと 活きる未来へ

— 第3次循環型社会形成推進基本計画について —

循環型社会

廃棄物等の発生抑制と適正な循環的利用・処分により、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会



環境省



循環型社会づくりを進める基本計画を見直し(平25.5)

成25年5月、「第三次循環型社会形成推進基本計画」(以下、「循環基本計画」)が策定されました。この計画は、国、地方自治体、事業者そして私たち市民が連携して、3R(Reduce(リデュース)、Reuse(リユース)、Recycle(リサイクル))の推進などによって循環型社会づくりを進めるために定められるものです。

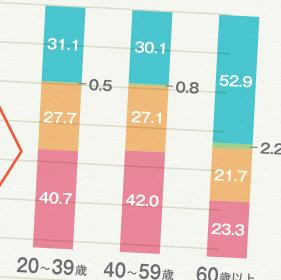
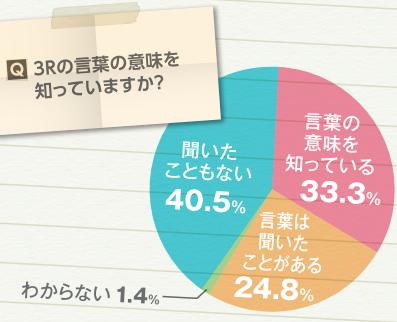
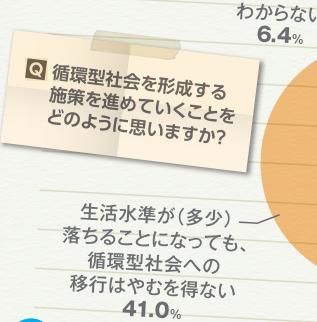
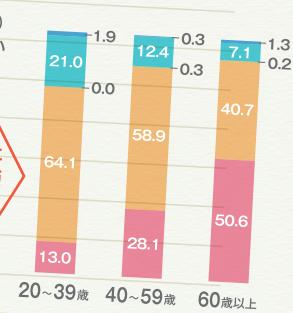
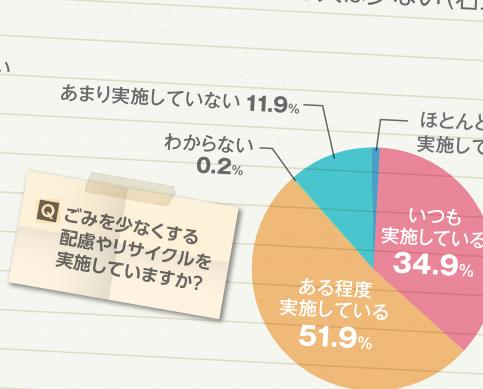
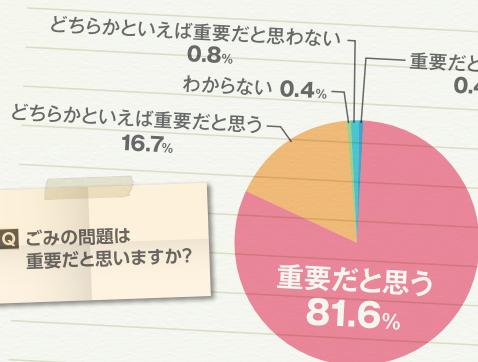
第三次循環基本計画の内容

- 第1章 国際情勢や東日本大震災などを踏まえた現状と課題
- 第2章 循環型社会形成に向けた取組の中長期的な方向性
 - ▶ 自然界における循環と経済社会における循環が調和する社会
 - ▶ 3R型ライフスタイルへの転換などが書かれています
- 第3章 循環型社会形成のための指標及び数値目標 (▶5~8ページへ)
- 第4章 各主体の連携とそれに期待される役割
私たち国民への期待も明記されています (▶8ページへ)
- 第5章 国の取組 (▶11ページへ)
- 第6章 計画の効果的実施について

出典:内閣府「環境問題に関する世論調査」(平成24年度)

循環型社会の形成に関する意識調査

下の2つのグラフは、ごみ問題についての意識と行動に関する調査結果です。ごみ問題に対する意識は高い(左上の図)ものの、行動に移している人は少ない(右上の図)ことが分かります。また、行動に移している人の割合は世代別に異なっており、若い世代の3Rについての知識は高い(右下の図)ものの、実際に行動をとっている人は少ない(右上の図)ことも分かります。



循環型社会づくりを支える法体系

我が国が大量生産・大量消費・大量廃棄型社会に陥っているという反省の下、政府は天然資源の消費が抑制され、環境負荷ができる限り低減される「循環型社会」の形成を目指して、循環型社会形成推進基本法（以下「循環基本法」）を平成12年に制定しました。

本法は、環境の保全を目的とする環境基本法（平成5年に制定）の基本理念にのっとりつつ、特に物質循環の確保等による循環型社会の形成のための施策を推進しようとするものです。廃棄物の排出抑制、適正処理等と資源の有効活用に向けた施策によって実現しようとする社会のイメージを示したものとして、これらの施策に係る法制度の基本に位置付けられています。

循環基本法とは

循環 環基本法は、「循環資源」の定義、廃棄物・リサイクル対策の優先順位など、廃棄物・リサイクル対策に関する施策の基本的な理念を定めています。

そのうち、私たちの生活に身近な理念の1つは、排出者責任という、「廃棄物を排出する者が、その適正処理に関する責任を負うべき」という考え方です。もう1つの考え方は、拡大生産者責任（Extended Producer Responsibility:EPR）と



いう、「生産者が、製品の生産・使用段階だけでなく、廃棄・リサイクル段階まで一定の責任を負うべき」という考え方です。

この「責任」とは、物理的責任（回収・リサイクル等の実施）と金銭的責任（費用の支払い）の両方を含みます。たとえば、壊れたテレビの廃棄・処理費用は消費者（排出者）とメーカー（生産者）のどちらが負担するのか、という問題を考えるときの基本的な考え方を示すものとして使われます。

循環基本法のポイント

- 形成すべき「循環型社会」の姿を明確に提示
 - 廃棄物等の発生を抑制
 - 物質循環を確保
 - 適正処理を確保
- 法の対象となる廃棄物等のうち有用なものを「循環資源」と定義
- 廃棄物・リサイクル対策の「優先順位」を初めて法定化
- 国、地方公共団体、事業者及び国民の役割分担を明確化
排出者責任、拡大生産者責任の考え方を明確化
- 政府は「循環型社会形成推進基本計画」を策定

目指す姿



3R

物質の循環利用

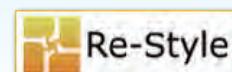
循環型社会づくりに 向けた歩み

The Action for Establishing
The Recycling-based Society

循環型社会づくりを推進するため、平成12年6月の
「循環型社会形成推進基本法」の公布をはじめ、
様々な制度整備や取組の支援をしてまいりました。
そんな推進のための歩みを、
年代順にご紹介いたします。



循環型社会形成推進
基本計画(第一次)策定
(平成15年3月)



(平成14年)

循環型社会形成推進基本法制定
(平成12年6月)

3R推進月間を開始
(旧:リサイクル推進月間)
(平成3年10月)

~平成3年 5年 6年 7年 8年 9年 10年 11年 12年 13年 14年 15年



環境庁から
環境省に
(平成13年)

法律 (制定年)	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年
	● 環境基本法(平5) ● 資源の有効な利用の促進に関する法律(資源有効利用促進法、 旧:再生資源の利用の促進に関する法律)(平3) ● 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法) (昭45) ● 廃棄物処理法改正(昭51) ● 廃棄物処理法改正(平3)	● 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等 に関する法律(容器包装リサイクル法)(平7) ● ダイオキシン類対策特別措置法(平11) ● 廃棄物処理法改正(平9)	● 特定家庭用機器再商品化法 (家電リサイクル法)(平10) ● ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の 推進に関する特別措置法(平13)	● 循環型社会形成推進基本法(平12) ● 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (建設リサイクル法)(平12) ● 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律 (食品リサイクル法)(平12)	● グリーン購入法(平12) ● 廃棄物処理法改正(平12)	● 使用済自動車の 再資源化等に に関する法律 (自動車リサイクル法) (平14)					

● 環境基本計画(第一次)
(平成6年12月16日閣議決定)

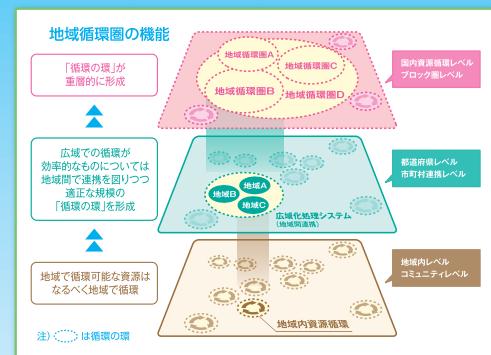
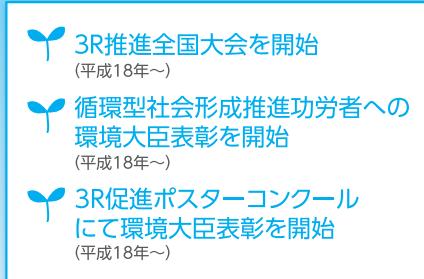
● 環境基本計画(第二次)
(平成12年12月22日閣議決定)

● ヨハネスブルク・
サミット(平14)
※注1

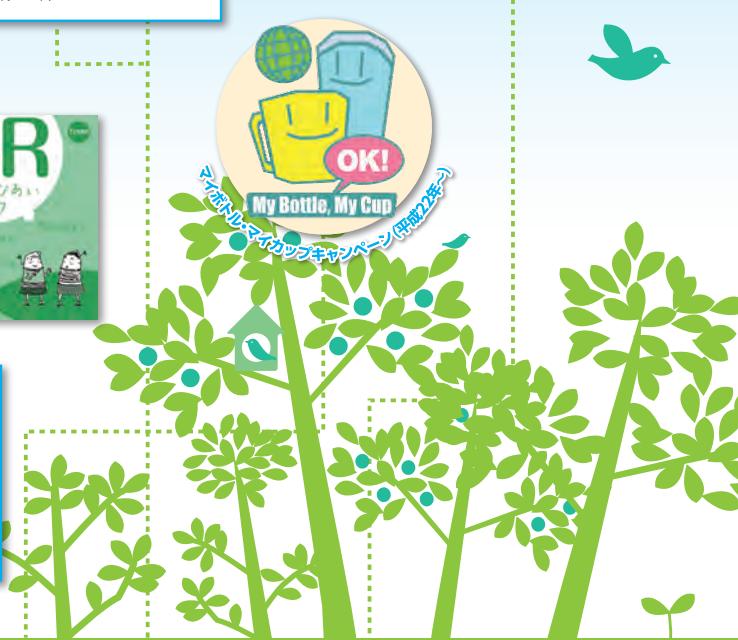
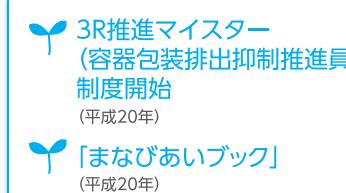
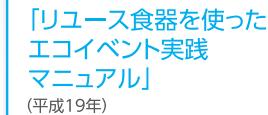
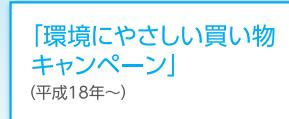
(※注1)第一次循環基本計画は、平成4年の国連環境開発会議で採択された「アジェンダ21」の実施計画を推進するための
ヨハネスブルク・サミット実施計画(H14)に対応する国内計画として策定された。



3R行動見える化ツール(平成23年~)



「地域循環圈形成推進ガイドライン」(平成24年)



16年 17年 18年 19年 20年 21年 22年 23年 24年 25年 26年

● 特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法(平15)

● 廃棄物処理法改正(平15)

● 循環型社会形成基本計画(第一次)(平成15年3月14日閣議決定)



● アジア3R推進会議(平19 東京)

● 東アジアにおいて、3R国家戦略策定支援を開始(平17 タイ、ベトナム等)

● 循環基本計画(第二次)(平成20年3月25日閣議決定)

● 第1回東アジアサミット環境大臣会合にて「アジア3R推進フォーラム」を提唱(平20 ベトナム)

● 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(小型化家電リサイクル法)(平24)

● 環境基本計画(第四次)(平成24年4月27日閣議決定)

● 循環基本計画(第三次)(平成25年5月31日閣議決定)

● アジア3R推進フォーラムにて「ハノイ3R宣言」採択(平成25年3月、ベトナム)

● 持続可能な資源管理に関する国際パネル[IIRP]設置(平19)※注2

(※注2) 地球規模での経済活動の拡大に伴い、天然資源の持続可能な利用の確保が国際社会の大きな課題となっていることから、UNEP(国連環境計画)が平成19年11月に世界的に著名な科学者及び専門家を集め、設立。世界の資源の確保に向けた総合的アプローチを開拓している。

循環型社会づくりの達成度合いを知るために

循環基本計画は、ごみと資源という、量・数字で表しやすい行政分野を対象にしています。そこで、計画に記載された取組が成果を上げているのかを数値で把握することによって、より的確に計画を実施し、また、見直すための指標を作成しています。この指標は、右の2つの類型に分けられます。

- 「物質フロー指標」：私たちがどれだけの資源を採取、消費、廃棄しているのかという我が国の経済社会における“ものの流れ”(物質フロー)に関する指標。
- 「取組指標」：物質フロー指標のみでは捉えれない、様々な主体による循環型社会づくりのための取組に関する指標。

循環基本法を支える法体系に含まれる各種リサイクル法等、他の法律・制度の達成目標であるものも含む。これらの指標を見ることによって、循環型社会づくりを進める上で必要な取組をより具体的にイメージすることが可能。

物質フローの構成要素

項目		定義	出典等
入口	① 総物質投入	天然資源等投入量と循環利用の和	
	② 天然資源等投入	国内資源と輸入の和	
		「国内で採取される資源」と「国内に輸入される資源及び製品」の和	「資源・エネルギー統計」(経済産業省)、「貿易統計」(財務省)、「作物統計」(農林水産省)等を用いて推計。
	③ 循環利用	再生利用のうち自然還元以外のもの	「廃棄物の広域移動対策検討調査及び廃棄物等循環利用量実態調査報告書(廃棄物等循環利用量実態調査編)」(環境省)
循環	④ 含水等	天然資源等投入量には含まれないが、廃棄物等に含まれる水分 経済活動に伴う土砂等の随伴投入(鉱業等の汚泥及び鉱さい)等	入口側で計上されていない「含水等」の量を補正するもの。
	循環利用	再生利用のうち、自然還元以外のもの	前出
出口	⑤ 輸出	国内から輸出される資源及び製品	「貿易統計」(財務省)、「総合エネルギー統計」(資源エネルギー庁)を用いて推計。
	⑥ 蓄積純増	建築物、耐久財など、経済活動の中に蓄積するものについて、ある年に新たに蓄積したものから、同年に廃棄物等となったものを除いたもの。	物質フローの入口側と出口側の差分から推計。 【推計式】(①+④)-(⑤+⑦+⑧+⑨+⑩)
	⑦ エネルギー消費及び工業プロセス排出	化石資源やバイオマス資源(廃棄物等を除く。)がエネルギーとして利用されて排ガスや排水になった量。 鉱鉱石や石灰石中から分離する酸素や二酸化炭素など、工業プロセスでの物質変化に伴い排出されるもの。	「総合エネルギー統計」(経済産業省)、「特定業種石油等消費動態統計」(経済産業省)等を用いて推計。
	⑧ 食料消費	人の食料や家畜の餌のうち、直接あるいは取り込まれたのちに廃棄物等となるものを除いたもの	入口側と出口側の食料に関わるデータ(資源消費量、廃棄物発生量等)を用いて食料の消費量を推計。
	⑨ 施肥	農地に散布した肥料の量	「ポケット肥料要覧」(農林水産省)を用いて推計。
	⑩ 廃棄物等の発生	廃棄物等の発生量	「廃棄物の広域移動対策検討調査及び廃棄物等循環利用量実態調査報告書(廃棄物等循環利用量実態調査編)」(環境省)
	自然還元	稻わら、麦わら、もみがらについて、農地にすき込んだ量、畜舎敷料として利用後に農地に還元された量。家畜ふん尿のうち、何ら処理をされることなく、農地に還元された量	
	減量化	廃棄物を処理する目的で中間処理により減量した量。たとえば、廃棄物を廃棄物発電付き施設で燃焼したために減量化した分。	
	最終処分	直接または中間処理後に最終処分された廃棄物の量	

取組指標の例

入口	国民一人当たりの資源消費量
	一般廃棄物の減量化
	1人1日当たりの家庭系ごみ排出量
	事業系ごみ排出量
	生活系ごみ処理の有料化実施地方公共団体率
	2Rの取組状況
	レジ袋辞退率(マイバック持参率)
	詰替・付替製品の出荷率
	びんのリユース率の推移
	リユース・シェアリング市場規模
循環	一般廃棄物のリサイクル率
	使用済小型電子機器等における発電・熱利用の状況 等
出口	優良認定された産業廃棄物処理業者数
	不法投棄の発生件数・投棄量 等
その他	各主体の取組に着目した指標 等
	国民:循環型社会に関する意識・行動
	事業者等:環境マネジメント等の実施 等
	国:各種リサイクル法の目標達成状況

“隠れたフロー”とは?

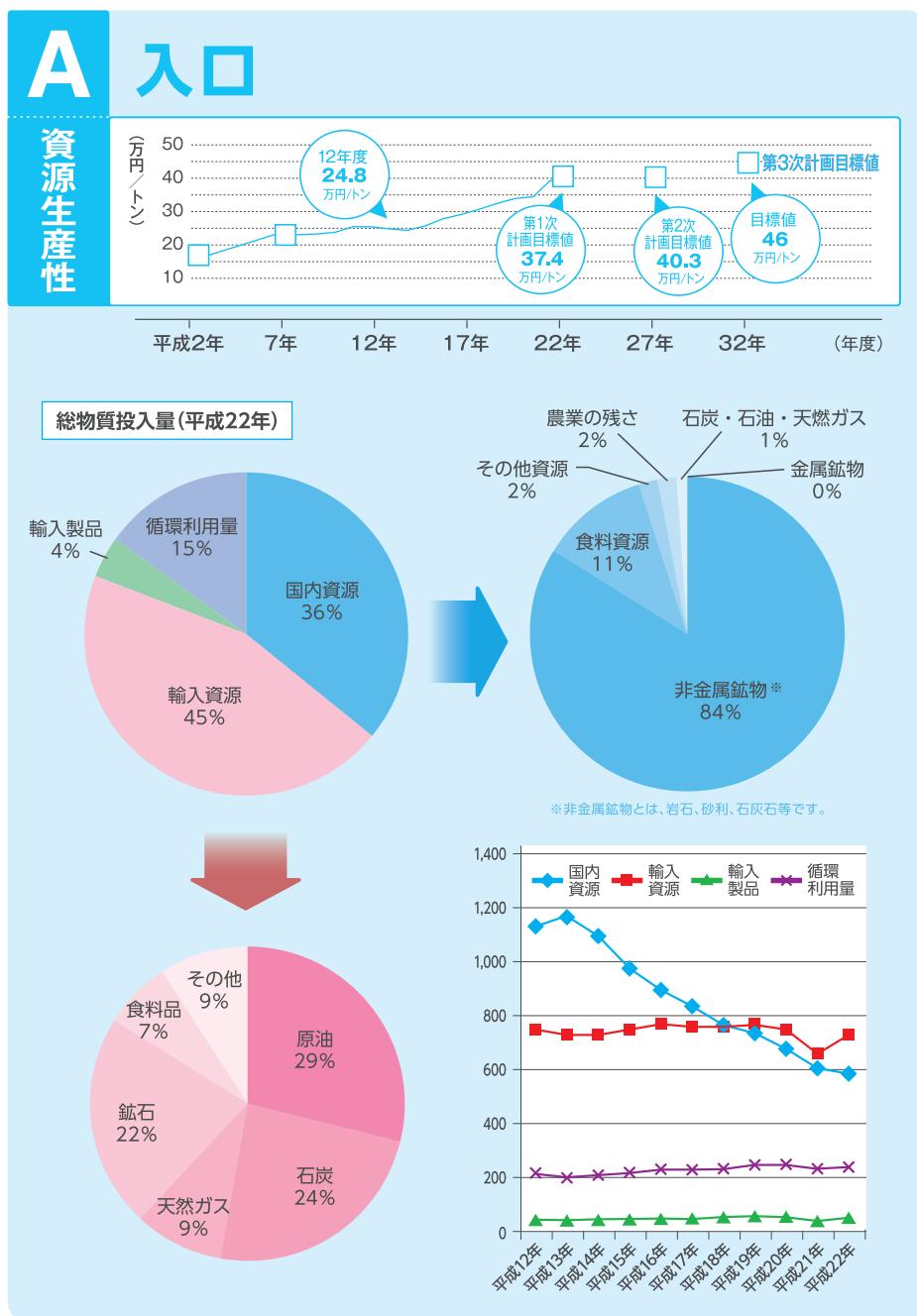
金鉱石1トンには数グラムの金しか含まれません。数グラムの金をとるために生じたり使用したりした資源の流れを「隠れたフロー」と呼び、この隠れたフローを含めて製品などを得るために必要とした資源の量を「関与物質総量」と呼びます。第三次循環基本計画の物質フロー指標では、この「隠れたフロー」を考慮した循環利用率を導入しています。



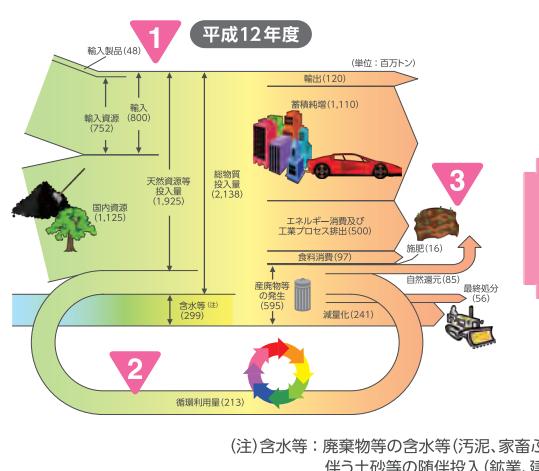
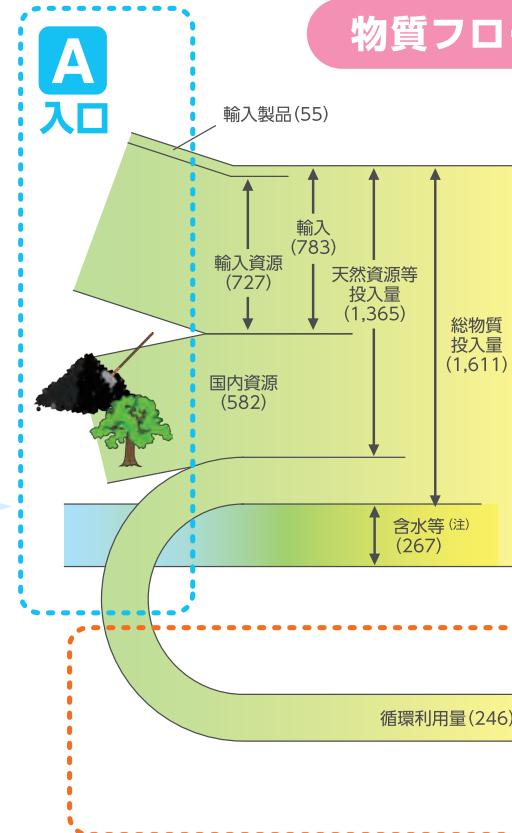
循環基本計画の「物質フロー指標」

循環型社会を構築するためには、我々がどれだけの資源を採取、消費、廃棄しているかという我が国の経済社会におけるものの流れ(物質フロー)を知ることが第一歩となります。これを的確に把握することで、廃棄物等の発生抑制や物質の循環利用、さらには社会に投入される物質全般の効率的な利用を進めることができ、今後の政策立案などにきわめて有益な情報を得ることができます。このため、基本法では、物質フローの異なる断面である「入口」「循環」「出口」に関する指標について目標を設定してきました。

- 「入口」の達成度合いを示す資源生産性：一定量当たりの天然資源等投入量から生み出される実質国内総生産(実質GDP)を算出することによって、産業や人々の生活がいかに物を有効に使っているかを総合的に表す指標。
- 「循環」の達成度合いを示す循環利用率：経済社会に投入されるものの全体量のうち循環利用量(再使用・再生利用量)の占める割合を表す指標。
- 「出口」の達成度合いを示す最終処分量：廃棄物の埋立て量であり、廃棄物の最終処分場の確保という課題に直結した指標。



資源生産性などはいずれも改善傾向にある一方で、金属鉱物が中心となる国内資源の投入量や、石油、ガスなどの枯渇性資源が中心となる輸入資源に関する取組が不十分となっています。



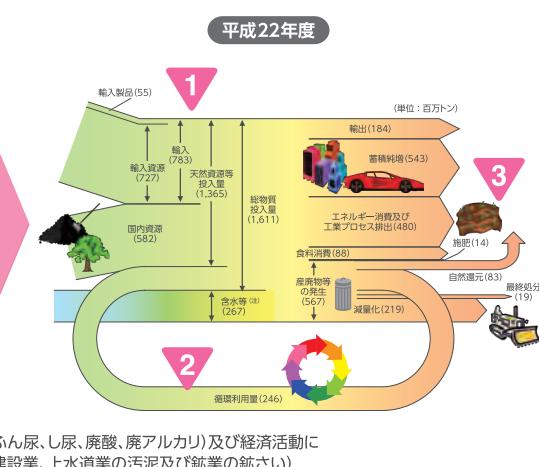
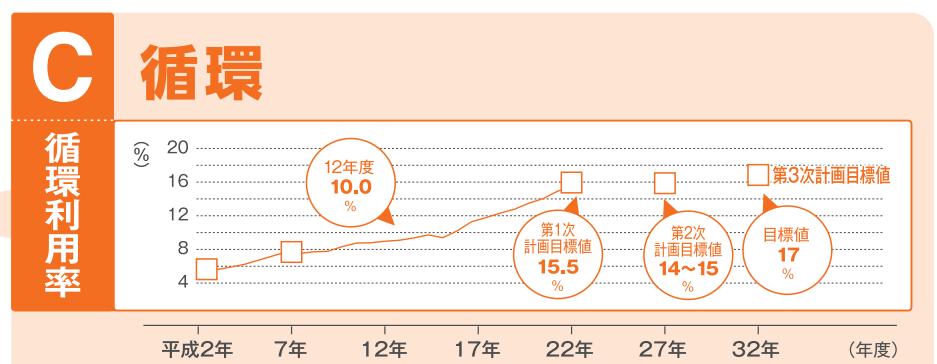
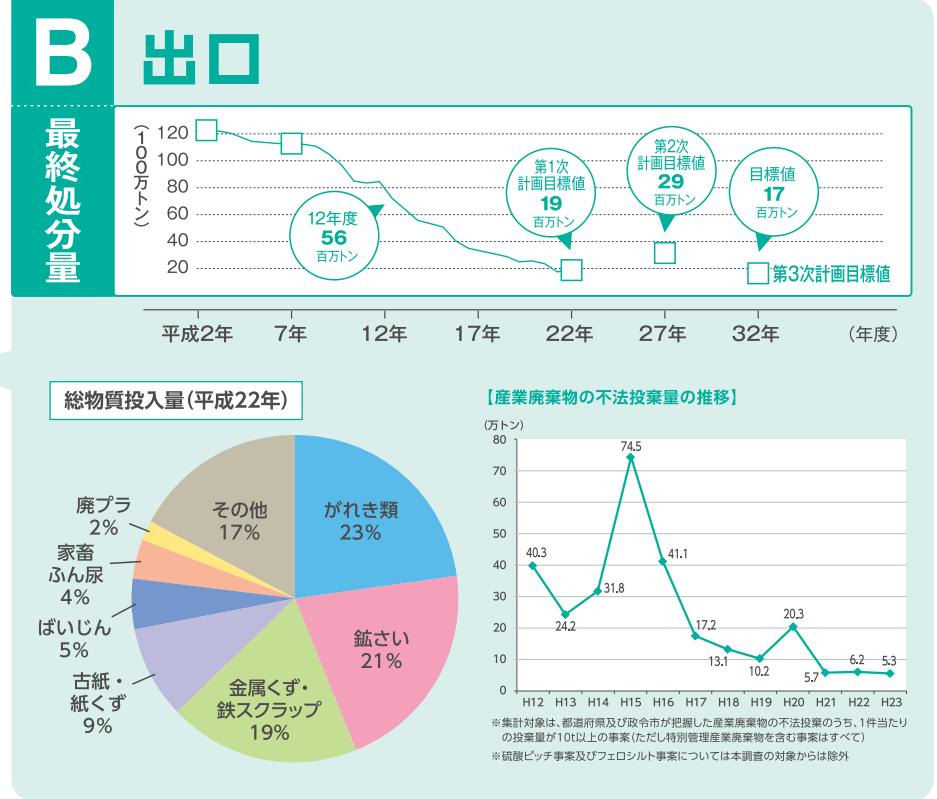
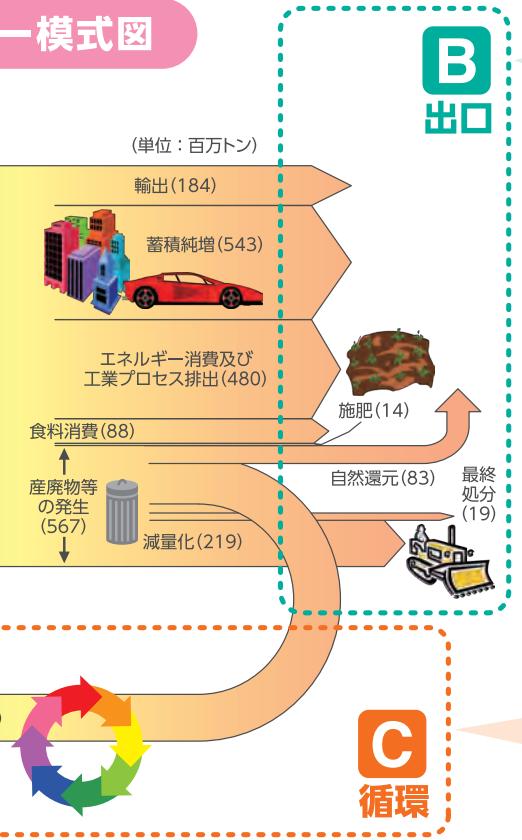
こう読む！物質フロー

- 1 「入口」の「天然資源等投入量」の幅が広い
- 2 「循環」の「循環利用量」の幅が広い
- 3 「出口」の「最終処分」の幅が狭い

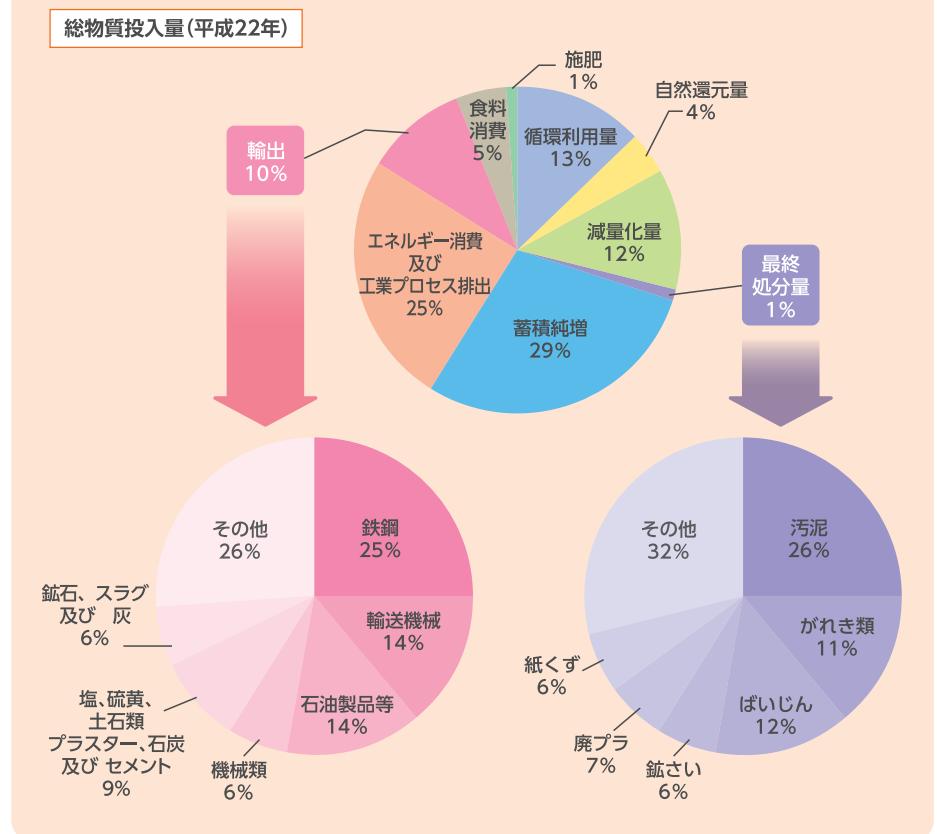
これら3つが同時に成り立つ

あります。その内訳をみていくと、非金
は半減以下になっているのに対し、原油
類の量は横ばいとなっており、枯渇性資源

一模式図



資源が狭いほど、消費する資源が少ない社会
資源が狭いほど、ものを大切に・何度も使う社会
資源が狭いほど、ごみの埋立量が少なくてすむ社会
自立つことが重要です。



循環基本計画の「取組指標」

知っていますか? ~身近な指標~

循環基本計画は、私たちの生活に密接に関わることも取組指標として取り上げています。たとえば、「1人1日当たりの家庭系ごみ排出量」、「生活系ごみ処理有料化実施地方公共団体率」などです。

参照資料①

「1人1日当たりの家庭系ごみ排出量」は、国民のごみの減量化への分別収集の努力をあらわす指標です。循環基本法が策定された平成12年度を基準年として、平成32年度に約25%削減することを目指しています。

参照資料②

「レジ袋辞退率(マイバック持参率)」や「詰替・付替用製品出荷率」、「リユース・シェアリング市場規模」は、国民の2R(リデュース・リユース)に関する取組状況を捉えるための取組指標です(これらの指標は、取組の進展状況の推移を見るための指標であり、目標は設定していません)。

「生活系ごみ処理有料化実施地方公共団体率」は地域における廃棄物の発生抑制を進めるための方策としてのごみ処理の有料化の推移をみるための指標です(目標は設定していません)。

参照資料③

知っていますか? ~私たちにできること~

循環基本計画は、私たちに、「循環型社会づくりの担い手でもあることを自覚して行動するとともに、より環境負荷の少ないライフスタイルへの変革を進めていくこと」を求めています。ぜひできることから少しづつ取り組んでいきましょう。

私たちにできる取組

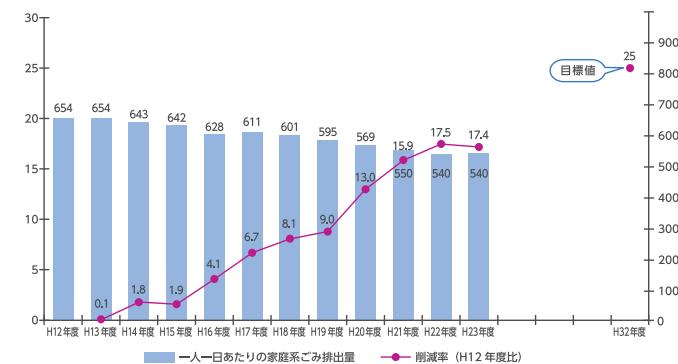
- ごみの減量化や分別排出の実施
- 廃棄物、廃家電等の適正なルートでの排出
- マイバッグ、マイボトルの利用、詰替製品・簡易包装・リユースびんの選択等による容器包装の削減
- 食材の使い切りや、積極的活用
- 木材等の再生可能な資源を利用した製品や再生品の優先的な購入

参照資料①

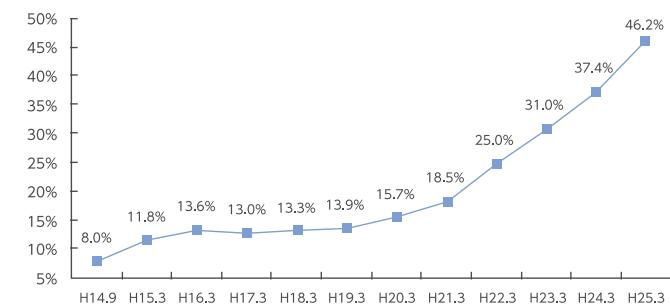
私たちにも身近な取組指標の例

- 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量
- 生活系ごみ処理有料化実施地方公共団体率
- レジ袋辞退率(マイバック持参率)
- 詰替・付替用製品の出荷率
- リユース・シェアリング市場規模
- 具体的な3R行動の実施率

参照資料② 1人1日あたりの家庭系ごみ排出量



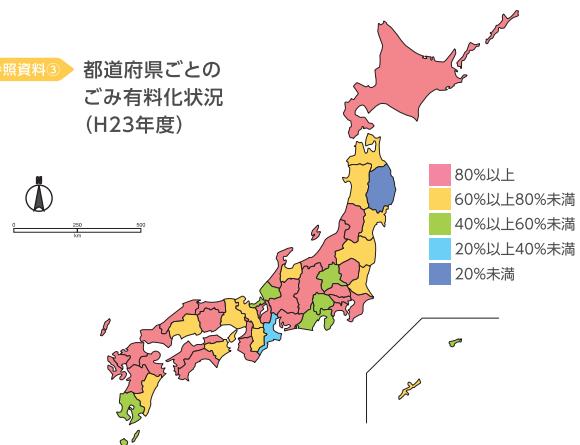
参照資料③ レジ袋辞退率(マイバック持参率)



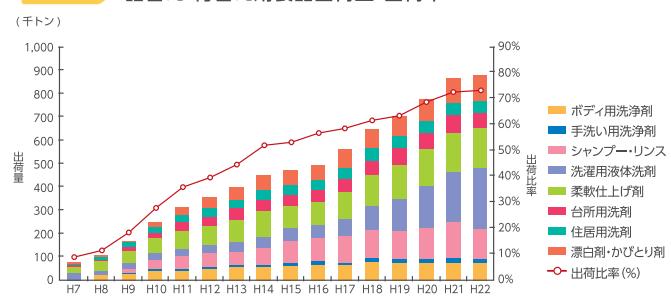
出典:日本チェーンストア協会HP「日本チェーンストア協会の環境問題への取り組み 「循環型社会の構築」への取り組み レジ袋辞退率の推移」より作成

レジ袋辞退率:チェーンストア協会加盟店でレジを通して客のうちレジ袋をもらわなかつた客の割合

参照資料④ 都道府県ごとのごみ有料化状況(H23年度)



参照資料⑤ 詰替え・付替え用製品出荷量・出荷率



第三次循環基本計画中の取組～「質」にも着目した循環型社会の形成に向けて～

第一次循環基本計画の策定から10年。第三次循環基本計画では、第一次計画のときに掲げられた廃棄物の発生量の抑制、最終処分場の残余容量のひっ迫などの問題に係る目標が達成されたことを前提として、目標達成の内容、すなわち取組の「質」にも着目していくことが打ち出されました。

PLAN 1 2Rの取組がより進む社会経済システムの構築

これまで以上に循環型社会の形成に向けた取組を進めていくためには、リサイクルの高度化に加え2R(リデュース・リユース)の取組を一層進める必要がある。

そのためには、たとえば、川下の消費者のライフスタイルの変革に加えて、容器包装の削減・軽量化、長期間使用することのできる製品の開発、リターナブル容器の利用等の川上の事業者による取組

を社会的費用にも配慮しつつ推進することが必要。

また、リユースを主要な循環産業の一つとして位置付け、消費者が安心してリユース品を利用できるような環境整備の推進も必要。さらに、地域における消費者、事業者、NPO、地方公共団体等の各主体間の連携等のあり方についても検討する。

PLAN 2 地域循環圏の高度化

循環型社会の仕組みづくり

循環型社会づくりのためには、地域の特性や循環資源の性質に応じて、最適な規模の循環を形成することが重要。

そのためには、地域で循環可能な資源はなるべく地域で循環させ、地域での循環が困難なものについては循環の環を広域化させることにより、重層的な循環型の地域づくりを進める、という「地域循環圏」の考え方を活用することが有益。

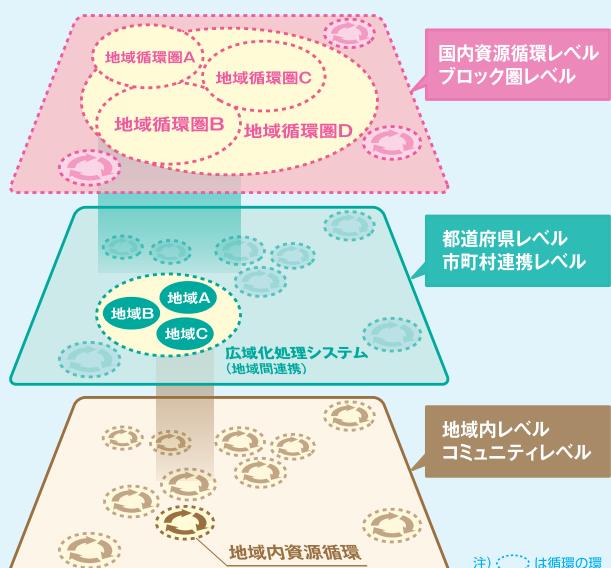
地域の活性化にもつながるものであり、構築事例を積み重ねていくことが必要。

<地域循環圏の機能>

「循環の環」が重層的に形成

広域での循環が効率的なものについては地域間で連携を図りつつ適正な規模の「循環の環」を形成

地域で循環可能な資源はなるべく地域で循環



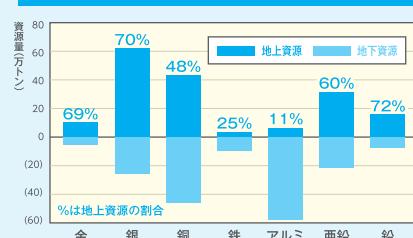
PLAN 3 循環資源の高度利用と資源確保

資源は地上にも都市にある

近年、金属資源の価格が高騰する傾向にあるほか、これまで世界全体で採掘した資源の量(地上資源)と、今後採掘が想定される鉱山の埋蔵量(地下資源)を比較すると、金や銀については、既に地下資源よりも地上資源の方が多くなっている。また、我が国に存在する様々な使用済製品の中には、原材料として使用した有用金属が多く含まれており、それらの総量は、海外の大鉱山に匹敵する(都市鉱山【注1】)。

このように、我が国の地上資源をより一層活用していく必要性が高まっているため、平成25年度から新たに始まった小型家電リサイクル制度を中心としつつ、地方公共団体等の支援、普及啓発、各主体の連携促進を実施する等、レアメタルの回収の強化、リサイクルの効率性の向上などを進める。

主な金属の地上資源と地下資源の推定量

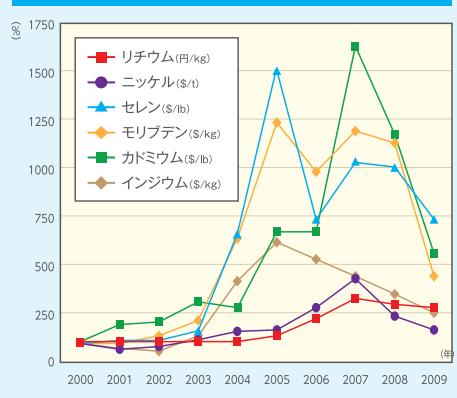


世界の埋蔵量に対する我が国の都市鉱山の比率



注) 地上資源はこれまでに採掘された資源の累計量、地下資源は可採埋藏量を示す。出典: (独) 物質・材料研究機構

レアメタルの国際価格の推移(実勢価格)



※Telは右軸での表示／出典:日本メタル経済研究所[クリティカルメタル2009]

レアメタルは、需要が伸びている一方、ベースメタルの副産物として産出されるケースが多く、供給構造は脆弱。また、その多くが全埋蔵量の半分以上を上位3カ国のが占めるなど、特定の国に偏在。これまで以上に効率的に資源を利用するためのシステム・技術の革新が求められる。

廃棄物等処理における安全・安心の強化

有害物質等を含む廃棄物等の適正処理システムの構築

アスベスト、PCB等の有害物質を含むものについて、適正な管理・処理が確保されるよう体制の充実を図る。また、有害物質情報について、国際的動向を含めて情報交換を行うとともに、関係者間での情報共有・意思疎通が図られるよう、リスク・コミュニケーション【注2】を的確に実施する。



△長期保管されている
PCB廃棄物



△吹付けアスベスト



△大量の災害廃棄物



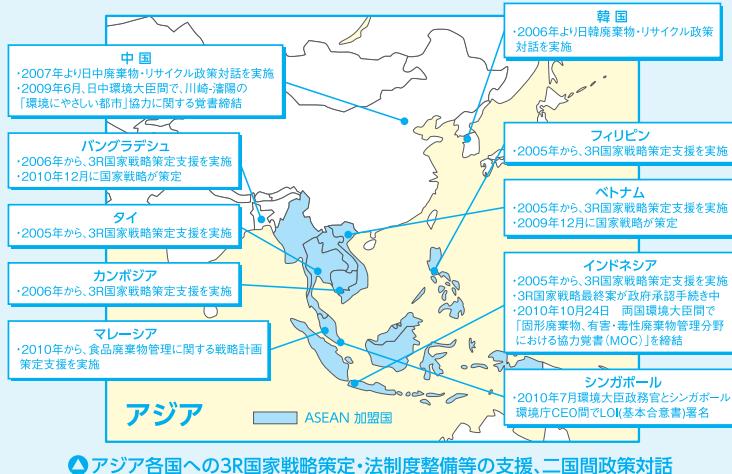
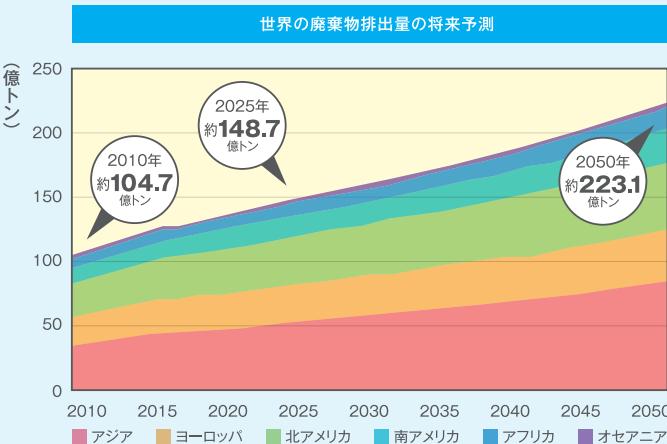
△災害廃棄物処理の様子

国際的取組の推進

3R国際協力と循環産業の海外展開支援の推進

アジアを中心とした経済成長と人口増加に伴って、世界的に廃棄物の発生量が増大し、世界全体の廃棄物発生量は2050年には2010年の2倍以上となる見通し。途上国では、環境汚染が発生している事例も多数報告されており、3Rを含む持続可能な生産と消費に関する取組を推進していくことが、ますます重要となっている。

アジアにおける循環型社会の形成については、ハノイ3R宣言が採択されるなど取組が進んでおり、引き続きアジア大洋州3R推進フォーラムを通じた多国間の国際協力の推進、IRP等国際機関との連携、二国間協力や循環産業の海外展開、適正な循環資源の輸出入管理などを通じて、我が国が世界の環境負荷低減に貢献することを目指す。



国内監視体制の強化

廃棄物の輸出入については、廃棄物処理法及びバーゼル法で規制されており、国による許可や確認等の手続が必要。関係省庁が連携して法制度の周知徹底および不法輸出の水際対策の強化を引き続き実施する。



東日本大震災への対応

東日本大震災で生じた災害廃棄物については、関係する各主体と連携しながら、東日本大震災に係る災害廃棄物の処理指針（マスター・プラン。平成23年5月環境省公表）と処理工程表（平成25年5月改定）、復興施策に関する事業計画と工程表等に基づき、着実に処理を進める。その際、大量に発生した災害廃棄物・津波堆積物は、できる限りその再生利用を図る。

災害廃棄物由来の再生資材を利用している主な公共事業(平成25年度)

	事業内容	再生資材	利用量 (予定含む)
岩手県	海岸・河川堤防復旧事業	コンクリートくず	28万トン
	海岸防災林復旧事業	津波堆積物、コンクリートくず	20万トン
宮城県	漁港復旧事業	コンクリートくず	29万トン
	仮置場造成事業	コンクリートくず	75万トン

【注1】都市鉱山：都市でゴミとして大量に廃棄される家電製品などの中に存在する有用な資源（レアメタルなど）を鉱山に見立てたもの。そこから資源を再生し、有効活用しようというリサイクルの一環となる。地上資源の一つである。

【注2】リスク・コミュニケーション：行政、事業者、国民、NGO等の関係するすべての物が、化学物質などによる環境リスクの程度、環境リスクに対する感じ方・考え方、対策などについて、情報を共有しつつ、意見の交換を図り、相互の信頼を築き理解を促進するため、対話を進めていくもの。

取組一覧

(詳しくは環境省HP「循環型社会・3R関連」URL: <http://www.env.go.jp/recycle/circul/> まで。)

「循環型社会白書」と「白書を読む会」

循環型社会の実現に向けた取組、施策等の進捗状況を確認し、より的確な施策を行うとともに、それらを国民の皆様にお知らせするための白書を刊行(年1回。環境白書・生物多様性白書と合冊)。

また、白書の内容を広く普及し、環境配慮や環境保全の取組を推進するため、白書を編集した環境省の担当者が直接解説を行う「白書を読む会」(一般の方向けの白書説明会)を全国数カ所にて開催。

3R推進月間とキャンペーン事業

毎年10月をリデュース、リユース、リサイクルの推進月間(通称:3R推進月間)として、キャンペーンを実施。

3R推進に関する理解と協力を求めるとともに、循環型社会の形成に向けた取組をより一層推進するため、環境省では「3R推進大会」や「環境にやさしい買い物キャンペーン」(平成24年度には46都道府県と流通業者等64社50,549店舗が参加)などを開催するほか、3Rの推進を目的とするポスターコンクールなどを実施。

3Rエコ・ポイントシステム

3Rエコ・ポイントシステムとは、環境に配慮した3R行動を、商店・事業者と市民・消費者が協力し、地域住民みんなで楽しみながら実行・促進するために、3Rに該当する行動にポイントを付け、獲得したポイントを商品やサービスなどと交換しようというものです。

環境省では各地の3Rの取組を進め、また、地域住民の連携による地域活性化にも貢献するものとして、3Rエコ・ポイントシステムの導入に向けたガイドライン及び普及啓発用パンフレットを作成。

3R行動見える化ツール

3Rの行動を進めるためには、その行動の効果を「見える化」することが重要。このため、環境省では、食品トレー無し販売、マイボトルの使用、ペットボトルのリサイクルなど、27種類の3R行動によるCO₂削減等の環境負荷削減効果を定量的かつ簡易に計算できる「3R行動見える化ツール」を開発。

本ツールは、実施した行動の回数や、回収した容器の重量等を入力するだけで環境負荷の削減効果が簡単にわかるよう設計された計算ツールで、環境省のHPから、誰でも無料で利用することができる。

「3R行動見える化プロジェクト」URL▼

http://www.env.go.jp/recycle/circul/3r_visu-tool.html

3Rイニシアチブ(アジア3R推進フォーラム)

「3Rイニシアチブ」とは、平成16年に米国で開催されたG8サミットにおいて日本が行った、3Rを通じて循環型社会の構築を目指そうという旨の提案のこと。この提案はG8首脳の賛同を得、G8の新たなイニシアチブとして合意され、「持続可能な開発のための科学技術:「3R」行動計画及び実施の進捗」と題する文書として結実。

環境省では本イニシアチブに基づいて、国際的取組を進めており、特にアジア地域において、3Rに関するハイレベルな政策対話の促進、3R優良事例や手法、技術、政策手段の共有、政府、地方自治体、専門家など多くの利害関係者のネットワーク強化、3R国家戦略の普及等を進めている。

循環型社会の形成に向けた施設支援

循環型社会の実現に向けた取組を推進するため、平成17年度から「循環型社会形成推進交付金制度」を創設。市町村が、廃棄物の3Rを総合的に推進するため、広域的かつ総合的に廃棄物処理・リサイクル施設の整備を計画(循環型社会形成推進地域計画)した場合、同計画に位置付けられた施設整備に対して交付金を交付。

3R推進大会と表彰事業

「3R推進全国大会」は、国民・事業者・行政が一堂に会し、循環型社会形成に関するそれぞれの知識や経験に関わる情報を交換する催し(毎年10月、3R推進月間に併せて開催)。参加者が、ごみ減量化やリユースなど3Rの推進に関する理解を深めることによって自らのライフスタイルを見直す機会を提供する。

大会では、3Rの適切な推進に顕著な功績があつた個人、企業、団体の功績をたたえ、循環型社会の形成を推進することを目的として、循環型社会形成推進功労者として環境大臣賞を受賞した者の表彰式も行う。また、全国各地で親子向けイベント等を取り入れた地方大会も開催。

地域循環圈形成推進ガイドライン

環境省では、「地域で循環可能な資源はなるべく地域で循環させ、地域での循環が困難なものについては循環の環を広域化させていく」という考え方に基づく「地域循環圏」の形成を促進するためのガイドラインを作成。地域循環圏の概念・類型パターン・基本構想の策定から地域循環圏形成までの流れ、地域循環圏の形成事例などについて整理している。その他、実証事業地域循環圏形成のための協議会の運営支援なども行っており、本ガイドラインの活用と併せて具体的な地域循環圏の形成を応援。

Re-Style

「Re-Style」は、国民や事業者に対して、ECOなライフスタイル及びビジネススタイルへの変革を促すための情報提供や意識啓発を目的として環境省が提供しているWebサイト。

特に若者にとって魅力的なコンテンツを掲載。

「Re-Style」URL▼

<http://www.re-style.jp/index.html>

循環産業の育成・海外展開

我が国の静脈産業が海外において事業展開することを支援することによって、世界規模での環境負荷の低減を実現するとともに、国内産業の活性化につなげるため、「我が国循環産業の戦略的国際展開・育成事業(旧:日系静脈産業メジャーの育成・海外展開促進事業)」として、従来実施してきた廃棄物適正処理に係る二国間協力とも有機的に結びつけながら、我が国の優れたインフラ関連産業の一つとして積極的に国際展開を支援。

「我が国循環産業の国際展開情報サイト」URL▼

http://www.env.go.jp/recycle/circul/venous_industry/index.html



資源がもっと 生きる未来へ

— 第三次循環型社会形成推進基本計画について —

平成25年8月 発行 / 平成26年2月 改訂
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部循環型社会推進室
〒100-8975 東京都千代田区霞ヶ関1-2-2
TEL: 03-3581-3351 (内線6819)
FAX: 03-3593-3262
E-mail: junkan@env.go.jp
URL: <http://www.env.go.jp/recycle/circul/>

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用紙へ
リサイクルできます。

